

## 第 192 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	2019 年 10 月 17 日（木）午前 10 時 00 分～11 時 15 分 経済調査会会議室
出席委員	小路直彦、鈴木準、笛田俊治（委員長代理）（五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果																											
<p>1. 前回議事概要の確認</p> <p>2. 「積算資料」11 月号土木系資材の価格変動の妥当性について</p>	<p>・ 前回議事概要案が承認された。</p> <p>・ 審査対象資材のうち、11 月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 20%;">&lt;品目&gt;</th> <th style="text-align: center; width: 20%;">[地区]</th> <th style="text-align: center; width: 60%;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"><b>【上伸した資材】</b></td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>さいたま、東京、横浜</td> <td>生コン市況が改善した南関東の地区で、販売側が昨年打ち出した値上げの積み残し分について売り腰を強めた結果、需要者が受け入れ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>福井、宮崎</td> <td>メーカー各社は石炭価格や物流費の上昇を理由に昨年 4 月出荷分より値上げを打ち出す。段階的に売り腰を強めた結果、福井、宮崎の地区の需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>甲府</td> <td>組合が今年 1 月に打ち出した値上げの積み残し分について、販売窓口を組合に一本化するなど強腰で交渉を進めた結果、大型物件を中心に値上げが浸透し、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>全国</td> <td>9 月中旬にサウジアラビアの石油施設が攻撃を受けたことで、原油価格は急騰し、元売会社は卸価格を引き上げた。販売会社も値上げに動いて、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>野芝</td> <td>東京、新潟、名古屋、大阪</td> <td>茨城県、静岡県、鳥取県を生産地とする生産・販売業者が肥料代等の製造コストや輸送コストの増加分を転嫁すべく昨年 4 月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、今年度入り後、輸送費の更なる上昇から販売側が売り腰を強め、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><b>【下落した資材】</b></td> </tr> <tr> <td>異形棒鋼</td> <td>全国（札幌除く）</td> <td>新規引き合いが低調に推移する中、原材料の鉄屑価格はさらに下落が進行。メーカー側は採算重視の販売姿勢だが、需要者の値下げ要求が強まり、市況下落。</td> </tr> </tbody> </table>	<品目>	[地区]	(理由)	<b>【上伸した資材】</b>			セメント	さいたま、東京、横浜	生コン市況が改善した南関東の地区で、販売側が昨年打ち出した値上げの積み残し分について売り腰を強めた結果、需要者が受け入れ、市況上伸。	セメント	福井、宮崎	メーカー各社は石炭価格や物流費の上昇を理由に昨年 4 月出荷分より値上げを打ち出す。段階的に売り腰を強めた結果、福井、宮崎の地区の需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。	生コンクリート	甲府	組合が今年 1 月に打ち出した値上げの積み残し分について、販売窓口を組合に一本化するなど強腰で交渉を進めた結果、大型物件を中心に値上げが浸透し、市況上伸。	軽油	全国	9 月中旬にサウジアラビアの石油施設が攻撃を受けたことで、原油価格は急騰し、元売会社は卸価格を引き上げた。販売会社も値上げに動いて、市況上伸。	野芝	東京、新潟、名古屋、大阪	茨城県、静岡県、鳥取県を生産地とする生産・販売業者が肥料代等の製造コストや輸送コストの増加分を転嫁すべく昨年 4 月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、今年度入り後、輸送費の更なる上昇から販売側が売り腰を強め、市況上伸。	<b>【下落した資材】</b>			異形棒鋼	全国（札幌除く）	新規引き合いが低調に推移する中、原材料の鉄屑価格はさらに下落が進行。メーカー側は採算重視の販売姿勢だが、需要者の値下げ要求が強まり、市況下落。
<品目>	[地区]	(理由)																										
<b>【上伸した資材】</b>																												
セメント	さいたま、東京、横浜	生コン市況が改善した南関東の地区で、販売側が昨年打ち出した値上げの積み残し分について売り腰を強めた結果、需要者が受け入れ、市況上伸。																										
セメント	福井、宮崎	メーカー各社は石炭価格や物流費の上昇を理由に昨年 4 月出荷分より値上げを打ち出す。段階的に売り腰を強めた結果、福井、宮崎の地区の需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。																										
生コンクリート	甲府	組合が今年 1 月に打ち出した値上げの積み残し分について、販売窓口を組合に一本化するなど強腰で交渉を進めた結果、大型物件を中心に値上げが浸透し、市況上伸。																										
軽油	全国	9 月中旬にサウジアラビアの石油施設が攻撃を受けたことで、原油価格は急騰し、元売会社は卸価格を引き上げた。販売会社も値上げに動いて、市況上伸。																										
野芝	東京、新潟、名古屋、大阪	茨城県、静岡県、鳥取県を生産地とする生産・販売業者が肥料代等の製造コストや輸送コストの増加分を転嫁すべく昨年 4 月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、今年度入り後、輸送費の更なる上昇から販売側が売り腰を強め、市況上伸。																										
<b>【下落した資材】</b>																												
異形棒鋼	全国（札幌除く）	新規引き合いが低調に推移する中、原材料の鉄屑価格はさらに下落が進行。メーカー側は採算重視の販売姿勢だが、需要者の値下げ要求が強まり、市況下落。																										

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果										
<p>○甲府地区の生コン市況について、員外社の動向の影響が大きいとのことだが、5年前の需要の少なかった時期になぜ新規参入したのか。</p> <p>○甲府地区の生コンのヒアリング情報で、需要者である施工会社が、以前は員外社から購入していたが、員外社組合加入後は他の業者からの購入に変わっている。員外社が組合加入により価格を上げて取引先を失ったのか。</p> <p>○鉄屑価格について、国際市況に左右されるとのことだが、例えば札幌と那覇の国内の価格差はどうして生じるのか。</p> <p>3. 「積算資料」11月号建築系資材の価格変動の妥当性について</p> <p>○型枠用合板について、需要が弱く市況下落とのことだが、むしろ住宅価格が高止まりしている中で、価格が下がらないと需要が戻らないのではないのか。</p>	H形鋼	全国（札幌除く）	需要は中小案件が低調で、市中の荷動きは冴えない。大手電炉メーカーの値下げ発表や需給にタイト感がない中で、販売側が値下げを余儀なくされる場面も散見され、市況下落。								
	鉄屑	全国	<p>問屋ヤードへの入荷は低調だが、国際的な先安観から問屋筋は出荷ペースを早め在庫の圧縮に努めている。電炉メーカー、問屋筋とも入荷量を調整しながら購入価格を引き下げ、市況下落。</p> <p>・当該会社は、全国の多くの地区でプライスリーダー的な存在となっている大手商社系列のプラントである。甲府地区への新規参入は、今後始まるリニア中央新幹線工事需要を期待したものと思われ、北陸新幹線工事の際も、富山県や福井県で同じような動きが見られた。</p> <p>・以前は需要者が員外社と直接取引していたが、員外社組合加入後は、需要者は生コン協同組合を通しての購入になるため、工場を指定しにくくなったためと考えられる。</p> <p>・最近では国内需要が弱いので、国際市況の影響が強くなっているが、当然、国内の需給も市況に影響を与えている。北海道は発生する鉄屑量に対して、電炉工場などで域内消費する量が少なく、海外輸出が多いため他地区よりも安価な水準となっている。</p> <p>・審査対象資材のうち、11月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p> <table border="0" data-bbox="638 1400 1460 1444"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;品目&gt;</td> <td style="text-align: center;">[地区]</td> <td style="text-align: center;">(理由)</td> </tr> </table> <p>【下落した資材】</p> <table border="0" data-bbox="638 1489 1460 1881"> <tr> <td style="vertical-align: top;">型枠用合板</td> <td style="vertical-align: top;">全国</td> <td style="vertical-align: top;">港頭在庫は減少傾向だが、依然として荷動きは低調に推移している。上半期決算に向けた売上確保優先の安値販売が散見され、市況下落。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">電線・ケーブル</td> <td style="vertical-align: top;">全国</td> <td style="vertical-align: top;">10月初旬の国内電気銅建値は、海外銅相場安の影響を受けて前月比1万円/tの下落。主原料の銅価下落が続く中、需要者の値下げ要求が強まり、全国的に市況下落。</td> </tr> </table> <p>・国内需要に応じて型枠用合板の価格を下げられればよいが、輸入品であり産地の伐採規制や労働者の賃金上昇などコスト上昇要因があるので、価格下落には限界があると思われる。</p>	<品目>	[地区]	(理由)	型枠用合板	全国	港頭在庫は減少傾向だが、依然として荷動きは低調に推移している。上半期決算に向けた売上確保優先の安値販売が散見され、市況下落。	電線・ケーブル	全国
<品目>	[地区]	(理由)									
型枠用合板	全国	港頭在庫は減少傾向だが、依然として荷動きは低調に推移している。上半期決算に向けた売上確保優先の安値販売が散見され、市況下落。									
電線・ケーブル	全国	10月初旬の国内電気銅建値は、海外銅相場安の影響を受けて前月比1万円/tの下落。主原料の銅価下落が続く中、需要者の値下げ要求が強まり、全国的に市況下落。									

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果
<p>○輸入型枠用合板の国内入荷先は、東京が多いのか。</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 次回開催予定</p>	<p>・ 具体的な数量や割合は不明だが、販売店へのヒアリングでは、国内では圧倒的に需要が多いので、荷卸し先は東京が多いと聞いている。</p> <p>・ 2019年11月18日（月）15時～17時と決定。</p> <p style="text-align: right;">(以 上)</p>

## 価格審査委員会規約

### (目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

### (委員会の事務)

第 2 条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

### (委員会の委員及び任期)

- 第 3 条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
  - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、非常勤とする。

### (委員長)

- 第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、委員会を代表する。
  - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

### (審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて理事長に対し審査結果の報告または助言を行う。

### (意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由、他調査機関の調査結果との比較資料等を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改訂施行する。